

## あま市小中学校あり方課題別検討委員会要綱

令和5年9月20日  
教委告示第19号

### (設置)

第1条 あま市小中学校あり方検討委員会報告書を受けて決定したあま市立小中学校（以下「小中学校」という。）のあり方に係る基本の方針にのっとり、小中学校の将来を見据えたあり方に向けて具体的な方策を実施するにあたり、学校関係者及び市民等から広く意見を聴取するため、あま市小中学校あり方課題別検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、原則として、一つの課題につき一つの委員会を設置するものとする。

2 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 具体的な方策の是非に関すること。
- (2) 具体的な方策についての実施方法に関すること。
- (3) 基本の方針に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 個別の課題を検討するために、委員会に作業部会を設置することができる。
- 3 前項に規定する作業部会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

### (構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 小中学校の校長又は教員等
- (3) 幼稚園、認定こども園及び保育園の代表者等
- (4) 高等学校の校長又は教員等
- (5) 小中学校の児童生徒の保護者
- (6) 市内に在住し、又は在勤する者
- (7) 市関係職員
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、依頼の日からあま市小中学校あり方課題別検討委員会報告書が策定される日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、教育長が必要に応じて召集し、教育長がその議長となる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、あま市教育委員会教育総務課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が

別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月20日から施行する。